

堺市企業主導型保育事業開設経費補助金交付要綱

1 補助金の名称

補助金の名称は、堺市企業主導型保育事業開設経費補助金（以下「補助金」という。）とする。

2 補助金の目的

補助金は、企業主導型保育施設を新たに開設するための備品等の購入に係る経費の一部を補助することにより、本市内における企業主導型保育施設の設置を促進し、保育所等利用待機児童の解消にあわせて、保育士確保や、安心して仕事を続けられる職場環境づくりに寄与することを目的とする。

3 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業主導型保育事業 企業主導型保育事業等の実施について（平成29年4月27日府子本第370号雇児発0427第2号）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」（「平成29年度企業主導型保育事業等の実施について」の一部改正について（平成30年6月14日府子本第655号子発0614第2号）により一部改正されたもの。以下「実施要綱」という。）第2の1に定める保育事業をいう。
- (2) 企業主導型保育施設 企業主導型保育事業を行う施設をいう。
- (3) 従業員枠 実施要綱第3の2（1）①アに定める定員枠をいう。
- (4) 地域枠 実施要綱第3の2（1）①イに定める定員枠をいう。

4 堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

5 補助事業等

- (1) 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - ① 実施要綱第5の6に基づく企業主導型保育事業助成要領（以下「助成要領」という。）第2の4に定める企業主導型保育事業（整備費）の助成決定を受け、本市内に企業主導型保育施設を設置しようとする者（平成28年度企業主導型保育事業助成要領第2の4又は平成29年度企業主導型保育事業助成要領第2の4に定める企業主導型保育事業（整備費）の助成決定を受けた者を除く）
 - ② 地域枠を設定し、企業主導型保育施設を開設しようとする者
- (2) 補助の対象となる事業は、長期間にわたり、その性質または形状を変えることなく使用、保存に耐えるもので、単価2万円以上（消費税法（昭和63年法律第108

号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税に相当する額を含む。)の物品及び事務机、事務用椅子(以下「備品」という。)の整備とする。

(3) 補助の対象となる経費は、備品の購入費のうち、制度上、助成要領第2の企業主導型保育助成事業(整備費)の助成の対象とならない経費とする。

6 補助金の額

補助金の額は、毎年度予算の範囲内で別表のとおりとする。ただし、千円未満の端数がある場合は、当該端数額を切り捨てた額とする。

7 補助金の交付の申請

(1) 補助事業者は、堺市企業主導型保育事業開設経費補助金交付申請書(様式第1号)を市長の指定する日までに市長に提出しなければならない。

(2) 交付申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。

- ① 役員情報届出書(規則様式第1号の2)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 事業収支予算書(様式第3号)
- ④ 前年度決算書
- ⑤ 公益財団法人児童育成協会(以下「協会」という。)に提出した企業主導型保育事業(運営費)助成申込書及び企業主導型保育事業(整備費)助成申込書の写し(どちらかしかない場合はどちらかのみで可。)
- ⑥ 協会から通知を受けた企業主導型保育事業(運営費)助成決定通知書及び企業主導型保育事業(整備費)助成決定通知書の写し(どちらかしかない場合はどちらかのみで可。)
- ⑦ 購入予定の備品の見積書
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

8 補助金の交付の条件

補助事業者は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約については、複数業者から見積書を徴することにより、適正な価格での契約となるよう手続きを行わなければならないこと。
- (3) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に

ついて証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

- (6) 9に定める交付決定を行った年度の末日までに補助事業を完了させること。
- (7) 地域枠及び別表中の類型番号①又は②に係る従業員枠については、特段の事情がない限り、補助の対象とした備品にかかる適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、継続して設定すること。
- (8) 9に定める補助金の交付決定の通知を受けた翌年度の4月1日までに企業主導型保育施設を開設すること。
- (9) 12に定める実績報告を行うまでに、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項に定める届出を行うこと。
- (10) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

9 補助金の交付決定の通知

市長は、規則第5条の交付の決定をしたときは、堺市企業主導型保育事業開設経費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

10 交付申請の取下げ

申請者は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に交付の申請を取り下げることができる。

11 補助金の変更交付申請

- (1) 補助事業者は、当該補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の変更交付申請を行おうとする場合は、7に定める申請手続きに従い、あらかじめ市長に申請しなければならない。
- (2) 市長は、(1)の申請があった場合は、関係書類を審査し、相当と認めるときは補助金の変更交付を決定し、堺市企業主導型保育事業開設経費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。
- (3) 補助事業者は、変更交付申請の内容に係る事業を実施する前に、(2)の変更交付の決定を受けなければならない。

12 実績報告

- (1) 補助事業者は、堺市企業主導型保育事業開設経費補助金実績報告書（様式第6号）を補助事業完了の日から起算して30日を経過した日（8（3）の補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受け取った日から30日を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。
- (2) 堺市企業主導型保育事業開設経費補助金実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ① 事業実施報告書（様式第7号）
 - ② 事業収支決算書（様式第8号）
 - ③ 備品の購入に係る契約書の写し又は領収書の写し
 - ④ 法第59条の2第1項に定める認可外保育施設設置届出書の写し
 - ⑤ 補助事業者が、補助事業者以外の者と実施要綱第3の4（2）①に定める契約を締結し、別表中の類型番号①又は②の事業を実施する場合、実施要綱第3の4（2）②に基づく契約書の写し
 - ⑥ その他市長が必要と認める書類

1.3 補助金の額の確定通知

市長は、規則第14条の補助金の額の確定を行ったときは、堺市企業主導型保育事業開設経費補助金確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

1.4 補助金の交付

- (1) 補助金は、規則第14条第1項に定める補助金の額の確定後交付する。
- (2) 補助事業者は、堺市企業主導型保育事業開設経費補助金請求書（様式第10号）に堺市企業主導型保育事業開設経費補助金確定通知書の写しを添えて、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して10日以内に、補助金の交付請求を市長に対して行わなければならない。

1.5 財産の処分の制限等

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、これらを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 市長は、補助事業者が（1）により市長の承認を受けて財産を処分することにより収入を得た場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

1 6 消費税及び地方消費税

- (1) 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第 1 1 号）により速やかに市長に報告しなければならない。
- (2) 市長は、(1) の報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

1 7 調査等

市長は、補助金の交付目的を達成する必要があると認めるときは、補助事業者の協力を得て、補助対象事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員をして事業に係る帳簿書類その他を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

1 8 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 7 月 6 日から施行する。

別表

類型番号	項目	補助率	補助基準額	補助限度額
①	本市の認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業又は家庭的保育事業で、保育教諭、保育士又は家庭的保育者として従事する職員向けの従業員枠を設定するもの	10/10	1,200千円	1,200千円
②	本市に事業所が所在する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業（みなし大企業を除く。）向けの従業員枠を設定するもの	2/3		800千円
③	上記以外のもの	1/2		600千円